

第1節 「食育月間」の取組

1 「食育月間」実施要綱の制定等

第4次基本計画では、毎年6月を「食育月間」と定めています。農林水産省は、令和5（2023）年度、「食育月間」における取組の重点事項や主な実施事項を盛り込んだ「令和5年度「食育月間」実施要綱」を定めました。実施要綱では、重点的に普及啓発を図る事項として、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進の3項目を掲げ、農林水産省ウェブサイトへの掲載、関係府省庁、都道府県及び関係機関・団体への協力・参加の呼び掛けや周知ポスターの作成等、「食育月間」の普及啓発を図りました。

また、「スポーツの力と食育で地域を元気に！」をテーマとしたセミナーを開催し、プロのスポーツチームと行政や企業、団体等が連携した食育の実践や地域活性化の手法やコツを学ぶことを目的に、基調講演及び事例紹介、パネルディスカッションを実施しました（コラム「「食育月間」の取組「第18回食育推進全国大会inとやま」、「食育月間セミナー」を通じた食育の普及啓発」参照）。

2 食育推進全国大会の開催

農林水産省、富山県及び第18回食育推進全国大会富山県実行委員会は、「食育月間」中の令和5（2023）年6月24日、25日に、富山県において「第18回食育推進全国大会inとやま」を開催しました（コラム「「食育月間」の取組「第18回食育推進全国大会inとやま」、「食育月間セミナー」を通じた食育の普及啓発」参照）。

3 都道府県及び市町村における食育に関する取組

「食育月間」には、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るため、地方公共団体、保育所、学校、図書館、飲食店、企業等において、各種広報媒体や行事等を活用した取組が展開されました。

ある地方公共団体では、スーパーマーケット及び管理栄養士養成施設と協働した取組が行われました。具体的には、野菜がたくさん摂取できるように工夫された弁当を管理栄養士養成施設の学生が考案し、スーパーマーケットがそれを商品化して販売しました。

また、ある保育所では、絵本に登場する料理や食材を給食やおやつで提供し、絵本に登場する食べ物を実際に食べることを通して、園児たちが食に興味を持つきっかけを作る取組が行われました。各都道府県等における「食育月間」等の取組の事例については、農林水産省のウェブサイトで情報提供を行っています。



食育月間の取組他（農林水産省）

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/gekkan/torikumi.html>

column
コラム

「食育月間」の取組「第18回食育推進全国大会 in とやま」、「食育月間セミナー」を通じた食育の普及啓発

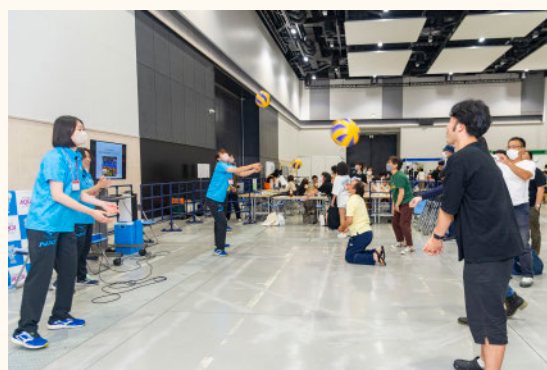
第18回食育推進全国大会 in とやま

「第18回食育推進全国大会 in とやま」は、令和5（2023）年6月24日、25日の2日間にわたり、富山県富山市の富山産業展示館（テクノホール）を会場に、「食で心も体も幸せに とやまから広げるウェルビーイング ～未来へつなげよう 幸せの基盤～」をテーマに開催し、2日間で23,300人の来場者がありました。また、会場の様子をオンラインで全国に発信しました。

当日は、「第7回食育活動表彰」の表彰式、富山県内スポーツチームによるワークショップや食育トークショーの開催、食育に関する135のブースの出展や富山調理製菓専門学校を調理会場として富山の食材を使ったレシピを学ぶ料理教室など様々な催しにより、楽しみながら食育について考える機会が提供されました。



「第7回食育活動表彰」の表彰式の様子



スポーツチームによるワークショップの様子

令和5年度「食育月間セミナー」

～スポーツの力と食育で地域を元気に！～

農林水産省では、従来の枠にとらわれない新たな食育活動の展開に向け、スポーツチーム等と連携した「食育月間セミナー」を令和5（2023）年6月30日に開催しました。

本セミナーでは、プロのスポーツチームと行政や企業、団体等が連携した食育の実践や地域活性化の手法等に関する基調講演や事例紹介、パネルディスカッションが実施されました。参加者はスポーツと食育が連携する意義や可能性を学びました。



パネルディスカッションの様子

第4章

食育推進運動の展開

第2節 国民的な広がりを持つ運動としての展開

持続可能な世界の実現を目指すため、SDGsへの関心が世界的に高まっています。第4次基本計画においても、SDGsの考え方を踏まえ、食育を推進する必要があるとしています。

健全な食生活を送るためには持続可能な環境が不可欠です。近年はSDGsの視点で食育に取り組む企業も出てくるなど、持続可能性の観点から食育も重視されています。食育の取組においても、SDGsの考え方を踏まえ、相互に連携する視点を持って推進していく必要があります。

1 全国食育推進ネットワークの活用

農林水産省では、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育等、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有するとともに、異業種間のマッチングによる新たな食育活動の創出や、食育の推進に向けた研修を実践できる人材の育成等に取り組むため、令和2（2020）年度に「全国食育推進ネットワーク（みんなの食育）」を立ち上げました。

令和5（2023）年度は、食育活動の新たな展開を図るため、従来の枠にとらわれない様々な関係者との連携・協働による食育イベントを実施しました。具体的には、プロのスポーツのチーム、地方公共団体、JA（農業協同組合）が連携し、令和5（2023）年8月9日に親子料理体験教室と交流会を開催しました。本イベントでは、JA女性部の方が講師となり、地域の農産物を活用して、スポーツチームの選手と子供たちが一緒にお菓子を作りました。子供たちは自分たちで作ったお菓子を食べながら、選手の幼少期の食生活や現在の食事で気を付けていること等の話を聴きました。本イベント後のアンケートでは、参加した親子から「大好きな選手と調理体験ができて楽しかった。」「子供と一緒に家で料理を作る機会がなく、良いきっかけになった。」「地域の農産物のおいしさを実感できた。」といった声が聞かれました。

また、食育の取組を子供から大人まで誰にでも分かりやすく発信するため、絵文字で表現した「食育ピクトグラム」及び「食育マーク」の普及を図りました。



選手と料理体験の様子



集合写真



食育ピクトグラム



食育マーク



食育ピクトグラム及び食育マークのご案内（農林水産省）
URL：<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html>

2 「新たな日常」やデジタル化に対応する食育の推進

第4次基本計画では、デジタルトランスフォーメーション（デジタル技術の活用による社会の変革）が一層進展する中で、SNSの活用やインターネット上でのイベント開催及び動画配信、オンラインでの非接触型の食育の展開等を推進することとしています。

農林水産省では、令和5（2023）年度に、「学生と企業によるオンラインワークショップ～Z世代¹と企業のアイデアで食育を推し活！～」を開催しました。本ワークショップは、企業と接する機会が少ない学生と、食育に取り組む企業がオンラインで交流することで、新たな食育の取組につなげることを目的に実施しました。令和6（2024）年2月20日には「食育推進フォーラム2024」で本ワークショップの成果を発表しました。この取組により、学生は企業の活動や企業との意見交換から食育活動の実践につなげることができ、企業は若い世代の感性や提案を企業の食育活動に生かすことができました。



学生と意見交換する企業担当者

また、農林水産省の職員がYouTuberとなる省公式YouTubeチャンネル「BUZZMAFF」では、若い職員が中心となって、20以上のチームが動画を制作、公開しています。「タガヤセキュウシュウ」は国産農林水産物の応援・消費拡大を、「やっぱりごはんでしょ！」は米や米粉の魅力を、「かんとうきっちゃん」は旬の国産食材を使ったおうちごはんを、「なまらでっかい道」は北海道の郷土料理を紹介するなど、全国各地の農林水産物や農林水産業、農山漁村の魅力を発信しています。



全国各地の農林水産物や農林水産業、農山漁村の魅力を動画で発信

3 食育推進の取組等に対する表彰の実施

食育に関する優れた取組を表彰し、その内容を広く情報提供することにより、食育が国民運動として一層推進されることが期待されます。

農林水産省では、令和5（2023）年度に、ボランティア活動、教育活動、農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動を通じた食育関係者の取組を対象として、その功績を称えるとともに、取組の内容を広く国民に周知し、食育を推進する優れた取組が全国に展開されていくことを目的として、「第7回食育活動表彰」を実施しました。ボランティア部門、教育関係者・事業者部門において、個人・団体を含む180件の応募があり、「第18回食育推進全国大会inとやま」において、農林水産大臣賞5件及び消費・安全局長賞13件、今回から新設した審査委員特別賞5件の表彰を行いました。受賞した取組については、事例集に加え動画での紹介も行いました。

また、自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農山漁村

1 1990年代後半から2000年代に生まれた世代のこと

が潜在的に有する地域資源を引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例を選定する「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」を平成26（2014）年度から実施しています。令和5（2023）年度は、応募総数634件のうち29件を優良事例として選定し、また、第10回となることから、過去に選定された優良事例の中から、選定後に著しい発展性がみられ、全国の模範となる事例について、第10回記念賞として決定しました。選定された事例のうち、地産地消の取組は5件あり、その中で食育に関連する取組は4件ありました。

文部科学省では、学校給食の普及と充実に優秀な成果を上げた学校、共同調理場、学校給食関係者、学校給食関係団体について、文部科学大臣表彰を実施しています。令和5（2023）年度は、学校6校、共同調理場3場及び13人の学校給食関係者が表彰されました。

厚生労働省では、栄養改善と食生活改善事業の普及向上等に功労のあった個人、地区組織等について、栄養関係功労者厚生労働大臣表彰を実施しています。令和5（2023）年度は、功労者として239人、功労団体として26団体、特定給食施設の17施設が表彰されました。また、国民の生活習慣を改善し、健康寿命を延ばすための運動「スマート・ライフ・プロジェクト」が掲げる4つのテーマ（適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診・検診の受診）を中心に、従業員や職員、住民に対して、生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組等をしている企業、団体、地方公共団体を表彰する「第12回 健康寿命をのばそう！アワード」の生活習慣病予防分野では、応募のあった85件の中から20の企業、団体、地方公共団体が表彰されました。

こども家庭庁では、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する取組を推進している個人・団体・地方公共団体・企業について、健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰を実施しています。令和5（2023）年度は、功労者として45人、功労団体として5団体が表彰されました。また、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、先駆的な取組を行っている者を表彰する健やか親子表彰として3の団体、地方公共団体が表彰されました。

第3節 都道府県・市町村における食育運動の展開

1 食育推進計画の作成目的と位置付け

食育を国民運動として推進していくためには、多様な関係者が食育に関する課題や国の政策の方向性を共有し、それぞれの特性を生かして連携・協働しながら、地域が一体となって取り組むことが重要です。

「食育基本法」においては、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進会議において、基本計画を作成するものと定めています。

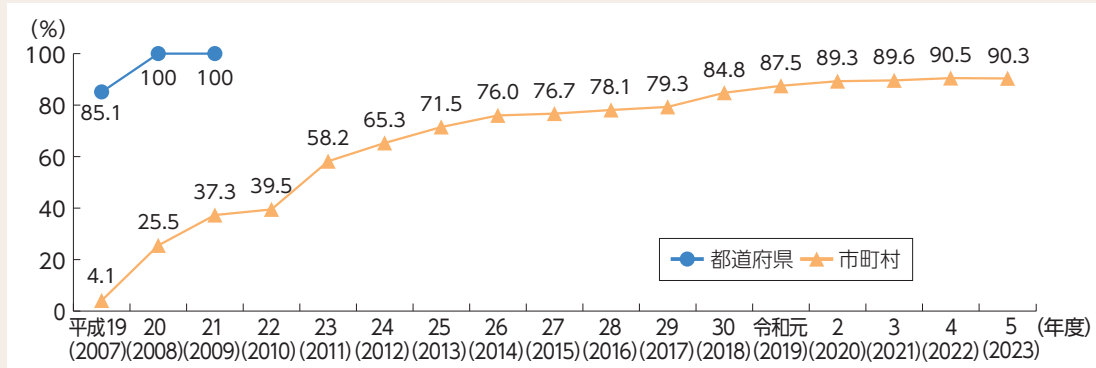
また、全国各地においても、食育の取組が効果的に進められることが必要であることから、都道府県については基本計画を、市町村については基本計画及び都道府県食育推進計画を基本として、食育推進計画を作成するよう努めることとしています。

2 食育推進計画の作成状況

基本計画の作成時、食育推進計画の作成割合を、平成22（2010）年度までに、都道府県は100%、市町村は50%以上とすることを目指して取組を始めました。その結果、都道府県の食育推進計画の作成割合は、目標設定当時の85.1%（47都道府県中40都道府県）から、平成20（2008）年度調査において100%に到達し、目標を達成しました。

一方、市町村における食育推進計画の作成割合は、目標設定当時の4.1%（1,834市町村中75市町村）から、令和6（2024）年3月末現在では、90.3%（1,741市町村中1,572市町村）となっています（図表2-4-1）。

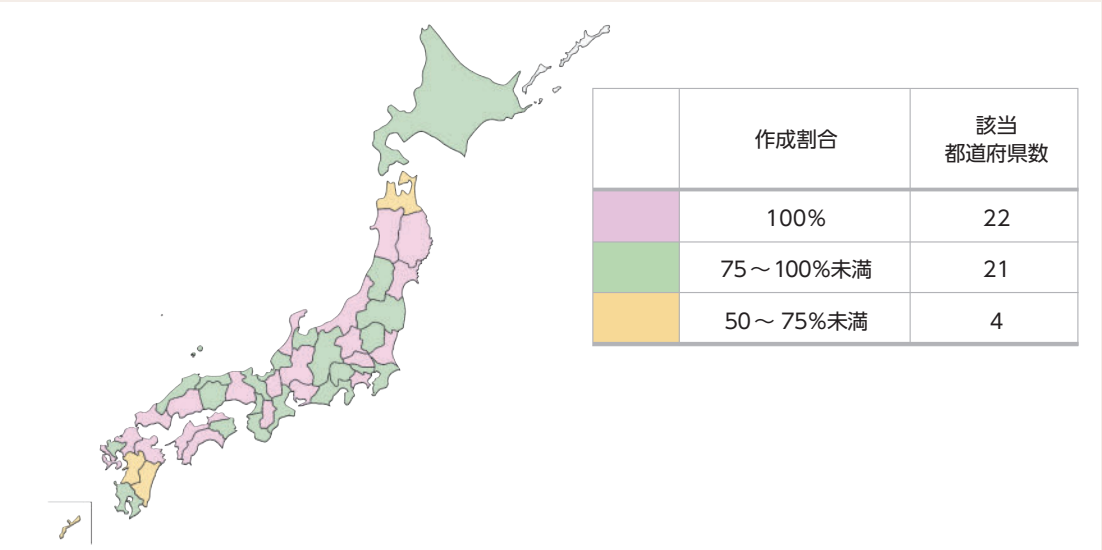
図表2-4-1 都道府県及び市町村の食育推進計画の作成割合の推移



資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（平成27（2015）年度までは内閣府）調べ

また、市町村食育推進計画の作成割合が100%の都道府県は22県でした。目標達成に向けて更なる対応が必要です（図表2-4-2、2-4-3）。

図表 2-4-2 都道府県別 管内市町村における食育推進計画の作成状況



資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ（令和6（2024）年3月末現在）
注：作成割合とは、都道府県内の全市町村数に対する計画作成済市町村数の割合

図表 2-4-3 都道府県別 管内市町村における食育推進計画の作成割合

都道府県	作成状況		
	市町村数	作成済数	作成割合
北海道	179	141	78.8%
青森県	40	28	70.0%
岩手県	33	33	100.0%
宮城県	35	35	100.0%
秋田県	25	25	100.0%
山形県	35	30	85.7%
福島県	59	56	94.9%
茨城県	44	44	100.0%
栃木県	25	23	92.0%
群馬県	35	35	100.0%
埼玉県	63	63	100.0%
千葉県	54	50	92.6%
東京都	62	53	85.5%
神奈川県	33	33	100.0%
新潟県	30	30	100.0%
富山県	15	13	86.7%
石川県	19	19	100.0%
福井県	17	14	82.4%
山梨県	27	25	92.6%
長野県	77	60	77.9%
岐阜県	42	42	100.0%
静岡県	35	34	97.1%
愛知県	54	54	100.0%
三重県	29	23	79.3%
滋賀県	19	19	100.0%
京都府	26	20	76.9%
大阪府	43	41	95.3%
兵庫県	41	41	100.0%
奈良県	39	39	100.0%
和歌山県	30	25	83.3%
鳥取県	19	15	78.9%
島根県	19	18	94.7%
岡山県	27	26	96.3%
広島県	23	23	100.0%
山口県	19	19	100.0%
徳島県	24	23	95.8%
香川県	17	17	100.0%
愛媛県	20	20	100.0%
高知県	34	34	100.0%
福岡県	60	60	100.0%
佐賀県	20	17	85.0%
長崎県	21	21	100.0%
熊本県	45	33	73.3%
大分県	18	18	100.0%
宮崎県	26	19	73.1%
鹿児島県	43	39	90.7%
沖縄県	41	22	53.7%
合計	1,741	1,572	90.3%

資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ（令和6（2024）年3月末現在）
注：東京都は特別区を含む。

農林水産省では、平成30（2018）年9月に市町村食育推進計画の作成・見直しに当たっての留意事項や参考となる情報を取りまとめたほか、情報提供や研修会等へ講師を派遣するなど、都道府県と連携して市町村食育推進計画作成の支援を進めています。